

議案第 61 号

桐生市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

桐生市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 26 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市個人情報保護条例の一部を改正する条例

桐生市個人情報保護条例(平成27年9月25日桐生市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第37条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 61 号 桐生市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、条例中の文言整理を行おうとするものです。